

主催・共催・協賛・後援等の取扱い細則

(2012年9月9日理事会議決)

(2013年12月8日理事会議決)

(2016年12月4日理事会議決)

(2019年12月8日理事会議決)

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本東洋医学会（以下、「本法人」という）が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取扱いに関する基準を定めることを目的とする。

第2条 その細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 「共催」とは、本法人を含む複数の者（団体）が催しの開催の主体となり、企画当初から、共催団体として内容、運営、経費負担等について協議を行って、その催しを開催することという。
- (3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。主催団体が企画から実施まで責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。後援と同等であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合に使用する。
- (4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、名義使用の承認に限る場合に使用する。

(適否の基準)

第3条 本法人が催しを主催しまたは、主体となって共催する場合は、定款第3条（目的）および第4条（事業）に則っていることを基準として、個別に判断する。

2. 本法人以外の団体等が開催の主体となる催しについて、「共催」、「協賛」または「後援」の申し入れがあった場合は、前項の基準に加え次の（1）に掲げるいずれかに該当し、かつ、（2）に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

(1) 承認できる場合

- a) 東洋医学の発展に寄与するものと認められること
- b) 公益性があると認められること
- c) 対象となる団体が、公的学術団体および官公庁等、またはこれらに準ずること
- d) 本法人の会員にとって有益であると認められること
- e) 本法人の目的および事業の内容に照らし、特に必要と認められること

(2) 承認できない場合

- a) その運営方法が、公正でないと認められること
- b) その対象が極めて限定されたものと認められること
- c) 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員等）と関係があるまたはその恐れのあること
- d) その他、本法人の業務の目的および内容に照らし、適当でないと認められること

(手続き)

- 第4条 本法人がその催しを「主催」する場合には、理事会の決議を経て行う。
2. 他団体からの依頼で、本法人がその催しを「共催」、「協賛」、「後援」する場合には、理事会の決議を経て行う。
 3. 本法人が、他団体へ「共催」、「協賛」、「後援」を依頼する場合は、理事会の決議を経て行う。
 4. 学術集会に関する細則第2条で定める学術総会が、開催するプログラムの全てまたは、一部を他の団体と「共催」、「協賛」、「後援」する場合は、理事会に報告し、学術総会名で依頼ができる。
 5. 支部および都道府県部会等（以下、「支部会等」という。）は、他団体からの「共催」、「協賛」、「後援」の依頼を受けることができない。
 6. 支部会等は、他団体へ「共催」、「協賛」、「後援」を依頼する場合は、次の（1）（2）に従い、理事会の決議を経て支部会等の名前で依頼ができる。
 - （1）企業が「共催」、「協賛」、「後援」するプログラムは、支部会等が主催する全てのプログラムの1/3を超えてはならない。
 - （2）企業を除く、第3条第2項（1）に該当する団体は「共催」、「協賛」、「後援」することができるが、第3条第2項（2）に該当する団体は「共催」、「協賛」、「後援」できない。

(掲載)

- 第5条 「会報」への開催案内の掲載（以下、「掲載」という）または開催案内書の同封（以下、「同封」という）の依頼があった場合は、原則として次のとおりとする。
1. 共催の場合は、「会報」に掲載することができる。なお、掲載方法については次による。
 - （1）本法人が計画当初から、委員派遣、経費の負担を応諾して共催する場合は、原則として詳細にわたり内容を掲載する。また、掲載を2回以上行うことができる。その他の共催の場合は、第2項に準ずる。
 2. 協賛・後援の場合は、「会報」に掲載または同封することができる。なお、その方法については次による。
 - （1）掲載の場合は、原則として、会期・会場・参加条件等の概略を1回に限り掲載することができる。ただし、開催日までの時間的余裕がない場合は掲載できないことがある。
 - （2）同封の場合は、原則として、会期・会場・参加条件等の概略を1回に限り主催者の費用負担で同封することができる。ただし、開催日までの時間的余裕がない場合は同封できないことがある。

(ホームページへのリンク)

- 第6条 本法人ホームページへのリンクの依頼があった場合は、原則として次のとおりとする。
1. 本法人が計画当初から、委員派遣、経費の負担を応諾して共催する場合は、原則として本法人ホームページの「お知らせ」欄にリンクを張ることができる。その他の共催の場合は、第2項に準じてリンクを張ることができる。
 2. 本法人と協賛・後援の場合は、本法人ホームページの「リンク集」にリンクを張ることができる。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

- 1 この細則は、2012年9月9日から施行する。
- 2 2013年12月8日から本改訂版を施行する。
- 2 2016年12月5日から本改訂版を施行する。
- 3 2019年12月8日から本改訂版を施行する。